



# タブレット活用のルール(中学生用)

大野城市教育委員会

令和6年4月発行

## ● はじめに

大野城市内の小中学校では、みなさんが将来、社会で活躍するために必要な力を身につけられるよう、小中学生全員にタブレットを貸し出しています。

タブレットを上手に使うと、自分の学習の定着状況や、日ごろの学習内容がより深く理解でき、より学びを豊かにすることができます。一方で、誤った使い方をすると、SNS 上でトラブルになったり、個人情報盗まれたりするなどの危険があります。また、タブレットは精密機械のため、雑に取り扱くと破損することがあります。

そのため、この「タブレット活用のルール」をよく読み、正しい使い方やルールを身につけて、大野城市内の小中学生全員でタブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

※保護者の方と一緒に内容を確認しましょう。

## 1. 目的を確認しよう

- 学校から配付されるタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。ゲームや学習に関係ない動画の閲覧など、学習活動にかかわること以外に使用しないこと。

## 2. タブレットを使用する場所を守り、持ち帰りに注意しよう

- タブレットは学校と家庭だけで使用すること。
- 学校でタブレットを使うときは、先生の指示に従うこと。
- 先生が許可した時だけ、タブレットを家庭に持って帰ります。勝手に持ち出さないこと。
- 家庭に持って帰る途中や、家庭から学校に持ってくる途中で、タブレットをカバンから出さないようにすること。
- タブレットをカバンの底に入れたり、タブレットが入ったカバンを乱雑に扱ったりすると、荷物の重さや衝撃で壊れてしまうため、十分に気をつけること。



## 3. タブレットの取り扱いに注意しよう

- タブレットは精密機械なので、強い力がかかったり、落下すると壊れてしまうことがあります。タブレットは大野城市教育委員会が貸し出している物であり、みんなで使う物なので、大切に扱うこと。
- タブレットは机の上で使うこと。床や不安定な場所に置いたりしないこと。
- 運ぶときは両手で持ち、机に置くときは優しく置くこと。タブレットを持ったまま走らないこと。
- 画面は指でさわるか、専用のペンを使うこと。鉛筆やペンでふれたり、落書きしたり、磁石を近づけたりしないこと。
- キーボードの故障となるため、キーボードの USB を使って、スマートフォンなど他の機器を絶対に充電しないこと。

- タブレットを雨や水で濡らしたり、日光が当たる場所や暖房の近くに長時間置いたりしないこと。
- 自宅で使うときは兄弟姉妹などで貸し借りをしないこと。

#### 4. 健康を守ろう

- タブレットを使用するときは、明るい部屋で、良い姿勢で画面から 30cm 以上目を離して見ること。
- 長時間（1 時間以上）続けて使用せず、30 分に一度は画面から目をはなして、20 秒以上遠くを見るなど、ときどき目を休ませること。
- 就寝時間の 1 時間前、もしくは午後 10 時までには、タブレットを使うのをやめること。



#### 5. 個人情報や使用マナーを守ろう

- カメラで人を撮影するときや、友達の作品などを撮影するときは、必ず撮影する相手や先生の許可をもらうこと。
- タブレットで使用する自分の ID やパスワードを友達に教えないこと。また、自分の ID で使っている（ログインしている）タブレットを友達に貸さないこと。
- 自分や友達の個人情報（名前や住所、電話番号、写真など）は、インターネットにアップロードしないこと。
- インターネット上で相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりする言葉を書きこまないこと。
- アプリケーションを勝手にインストールしたり、削除したりしないこと。また、タブレットの設定を勝手に変えないこと。



#### 6. インターネットを使うときは安全に注意しよう

- タブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、先生から許可されたものだけ、指定された場所に保存すること。
- 不適切なサイトにアクセスしないこと。
- インターネットには制限がかけられていますが、もしも怪しいサイトに入ってしまったときはすぐに先生に知らせること。  
(タブレットの使用履歴は、大野城市教育委員会で確認することができます)

#### 7. 故障と思ったらすぐに学校の先生に報告しよう

- 万が一、タブレットを失くしたり、落として壊したり、異常を感じたりした時はすぐに先生に知らせること。家庭で壊したりした場合も、すぐに学校に連絡すること。

以上の『タブレット活用のルール』が守れないときは、タブレットの使用や、貸し出しを禁止する場合があります。

また、タブレットを失くしたり、ルールを守らずに壊してしまったりした場合は保護者の方に修理費用を負担してもら場合があります。

以上